



魅力発見！

かながわの 遺跡をまもる仕事

7/18 土

14:00 ~ 16:30 (受付は 13:30 ~)

かながわ県民センター 2F ホール
(横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2)



14:00 開会・趣旨説明

14:05 県のしごと

神奈川県教育委員会 立原遼平

14:30 小田原市のしごと

小田原市 三戸 芽

15:05 川崎市のしごと

川崎市教育委員会 栗田一生

15:30 かながわの遺跡をまもる仕事

(公財)かながわ考古学財団 吉澤 健

16:05 質疑応答

16:30 閉会

【目次】

県のしごと 1

～遺跡をまもる！神奈川県職員のお仕事紹介～

小田原市のしごと 3

ー遺跡を掘るだけじゃない！歴史を未来へ伝える仕事ー

川崎市のしごと 5

かながわの遺跡をまもる仕事... 7

ーかながわ考古学財団の仕事ー



問合せ／申込先 神奈川県埋蔵文化財センター

〒232-0033 横浜市南区中村町 3-191-1 電話：045(252)8661

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ar3/cnt/f6656/>

交通：横浜市営地下鉄「阪東橋駅」より徒歩7分、京浜急行「黄金町駅」より徒歩15分



県のしごと

～遺跡をまもる！神奈川県職員のお仕事紹介～

神奈川県教育委員会教育局
生涯学習部文化遺産課
主事 立原 遼平

1 遺跡を守るお仕事の種類

- 行政職員という立場：文化財保護法に基づく専門的判断や係る行政事務を行う行政職員
- 公益財団法人の調査員という立場：公益財団法人に所属して発掘調査を主導する職員
- 民間調査組織の調査員という立場：民間調査組織に所属して発掘調査を主導する職員

2 神奈川県職員の仕事

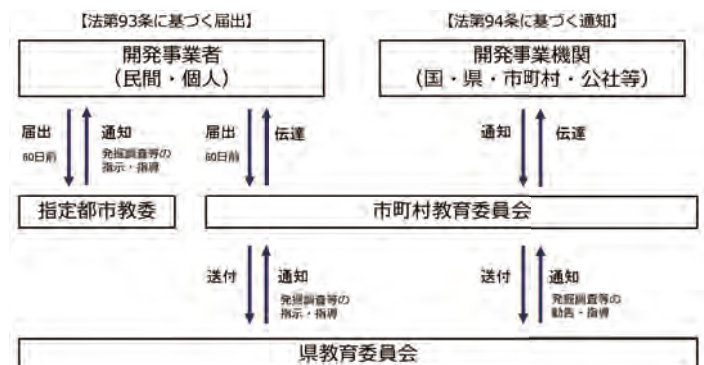
(1) 神奈川県の埋蔵文化財行政体制

神奈川県内には多数の遺跡が存在し、このうち「周知の埋蔵文化財包蔵地」として遺跡地図に登載されている場所は、約8,000箇所にも上ります。

県内の遺跡を守るために、私たちの仕事があります。

【神奈川県教育委員会・文化遺産課の役割分担】

- 調整・世界遺産登録推進グループ
史跡・重要文化財などの指定・保存管理など
- 埋蔵文化財グループ
埋蔵文化財の調査・保存に係る指導
試掘調査の実施や発掘調査に係る調整
- 中村町駐在事務所（県埋蔵文化財センター）
出土品等の保存管理・活用
発掘調査に係る監理
埋蔵文化財の調査・保存に係る研修
埋蔵文化財の普及啓発



埋蔵文化財を守る事務の流れ
(例：文化財保護法第93・94条の流れ)

(2) 主な仕事-私の場合-

神奈川県では、国・県・旧公団などの公共工事については県が、民間開発と市町村の公共工事については市町村が調整を行うことになっています。

私は現在、埋蔵文化財グループに所属していて、受け持ちの市町の担当として調整や試掘調査、発掘調査の調整業務などを行っています。

また、神奈川県の埋蔵文化財をどう取り扱っていくかについての基準の改定など、県全体の埋蔵文化財保護行政体制を整えていくのも重要な仕事です。



(3) 会議・研修会への参加

文化庁、全国公立埋蔵文化財センター連絡協議会などの会議・研修会などに参加する機会があり、全国の埋蔵文化財保護行政を考える場に参画することができます。また、全国での状況を県内に持ち帰り、市町村と共有することで日常業務に活かすことに繋がります。

また、奈良文化財研究所が主催する研修にも参加でき、自身の業務に活きる機会となります。

そのほか、市町村との各種会議なども業務の中で行い、県内の埋蔵文化財保護行政を充足に努めています。



文化庁の研修会で訪れた下関市



奈良文化財研究所の研修会で訪れた平城宮跡

(4) やりがい

入庁して初めての2年間、私は中村町駐在事務所（神奈川県埋蔵文化財センター）で普及活用と発掘調査の監理を担当しました。入庁した初年度、「かながわの遺跡展」という毎年行っている企画展を担当し、神奈川県立歴史博物館と茅ヶ崎市博物館を会場として「華ひらく律令の世界」を開催しました。自身の専門である奈良・平安時代の大きな展示会を担当でき、県内の多くの資料に触れることができたことは、大変貴重な経験でした。また、発掘調査の監理など、遺跡が適切に調査されているかを確認する中で、様々な遺跡に触れられることも、県の仕事の楽しい所だと思います。

加えて、年7回実施している「考古学講座」や、ひとつのテーマに沿った専門性の高い連続講座「考古学ゼミナール」など、講座についても企画から講師の選定、当日の司会まで自分の思った形で開催でき、非常に楽しい機会です。

講座以外にも、夏休みに子供たちに向けて勾玉づくりや土偶づくりを行う「夏休み考古教室」や、実際の発掘調査を体験してもらう「体験発掘」、学校や公民館に出向いてワークショップを実施する「考古学ワークショップ」など、様々な普及活用事業を実施しており、それらを自分の考えで工夫して進めていけるものであり、非常にやりがいのある仕事です。

(5) 研究活動

プライベートで、個人研究を行っています。また、依頼を受けて発表等を行うこともあります。

発掘調査の監理



かながわの遺跡展



考古学ワークショップ



調査研究



小田原市のしごと

—遺跡を掘るだけじゃない!歴史を未来へ伝える仕事—

小田原城総合管理事務所

史跡整備係 三戸 芽

1. はじめに

神奈川県西部に位置する小田原市は、人口約 18 万人、面積は 113.6 km² で県内では 4 番目に広く、西部は箱根連山に連なる山地、中部には酒匂川流域に形成される足柄平野、東部は丹沢山地から続く丘陵地帯、南部は相模湾に面しています。市域には 282 箇所の埋蔵文化財包蔵地のほか、**史跡小田原城跡・史跡石垣山・史跡江戸城石垣石丁場跡（早川石丁場群関白沢支群）**の 3 つの国指定史跡を有しています。

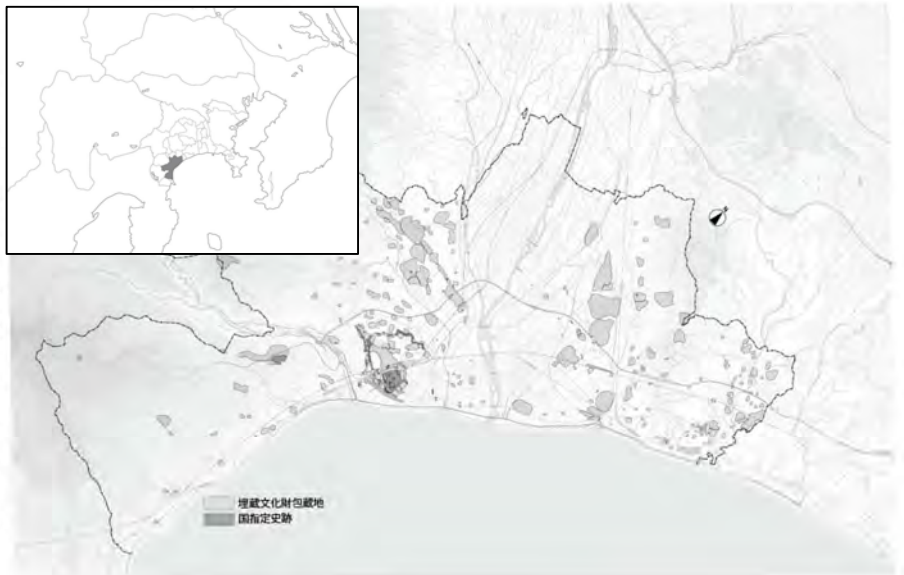


図1 小田原市域の埋蔵文化財包蔵地(282 箇所)と国指定史跡

「考古学のしごと」と聞くと、多くの人 は遺跡の発掘調査を思い浮かべるかもしれませんが、市役所の埋蔵文化財専門職員の仕事は発掘だけではありません。例えば、開発事業者との調整や学校教育との連携、史跡の保存・整備や展示・普及活動、市民への説明など様々な仕事をしています。今日の講座では、政令市ではない市の一つである小田原市に所属する考古学の学芸員（埋蔵文化財専門職員）の仕事をご紹介します。

2. 「掘る」仕事

市が実施する発掘調査は、大学などの研究機関が行う学術調査と異なります。遺跡（埋蔵文化財）の所在の有無を確認するための**試掘調査（写真1）**や、開発等でやむを得ず壊されてしまう遺跡の情報を記録保存するための**緊急発掘調査（写真2）**、**史跡整備のための調査（写真3）**が主な調査です。

試掘調査では、開発事業等の計画地の中でいくつかの場所に試掘坑を設定し、重機や人力で掘削し、埋蔵文化財（遺構・遺物）がその場所に展開するかを確認します。小田原市が直営で行う緊急発掘調査は、個人住宅の建設に伴うものや概ね 100 m²以下の個人事業に伴うものに限られ、公共事業や開発事業に伴う発掘調査は民間発掘調査組織が担っています。

発掘調査では、遺構の検出や測量、写真撮影などを行います。



写真1 試掘調査の様子



写真2 緊急発掘調査の様子



写真3 史跡整備のための調査（見学会）の様子

文化財保護法や県基準に基づき、適切な調査を効率よく実施するために開発事業者等との調整や安全管理も担当職員に課された重要な仕事です。

3. 「残す」仕事

多くの遺跡は、発掘調査（＝記録保存）が終わると、やむを得ず壊されて建物や道路の建設が行われます。しかし、時には重要な遺構が発見されることがあり、**現状保存**をすることがあります。その中でも、我が国の歴史にとって特に重要な遺跡は史跡指定し、未来へ残していくこととなります。小田原市では、令和3年に『史跡小田原城跡保存活用計画』を策定し、史跡小田原城跡の保存・活用・整備の方針をまとめています。

史跡整備では、「どう残し・どう見せるか」を考えます。現在、小田原市では御用米曲輪の整備と将来的な公開に向けて専門の先生方や文化庁・県の指導のもと、検討を重ねています。



写真4 復元整備された馬出門・銅門

4. 「伝える」仕事

文化財は発掘調査をただけでは地域に残りません。多くの人に知ってもらい、興味をもってもらうことも重要です。写真5（左）は、御用米曲輪の発掘調査で確認した江戸時代の土塁の土層断面です。これを平面表示として整備したものが右の写真です。



写真5 史跡小田原城跡御用米曲輪の土層断面表示

5. おわりに

遺跡は一度失われると元には戻りません。そのため、調査し、残し、伝えて未来につなげていくことが重要だと考えています。今回の講座を通じて、文化財や考古学の仕事、小田原市を例とした基礎自治体の埋蔵文化財専門職の仕事を知っていただき、キャリアを考える際の選択肢の一つとしていただけると嬉しいです。

川崎市のしごと

川崎市教育委員会事務局文化財課 栗田 一生

はじめに

(1) 川崎市に就職する前

大学・大学院・・・いろいろな場所、組織で発掘調査に従事

(2) 川崎市に就職してから現在まで

- ①1997（平成9）年度 川崎市で初めて埋蔵文化財専門職員の採用選考を実施⇒2名合格
（1998（平成10）年度1名採用、1999（平成11）年度1名採用）
- ②1999（平成11）年度 技術職員（学芸員〔考古〕）として採用
⇒最初は川崎市立日本民家園の学芸員として配属
⇒古民家や民俗資料等の調査・整理等や様々な活用事業等を実施
- ③2002（平成14）年度 教育委員会事務局文化財課（埋蔵文化財担当）に異動
- ④その後現在まで 埋蔵文化財行政〔調査・調整・保存・活用等〕等に従事

1 遺跡を守るところ(埋蔵文化財行政)

(1) 川崎市について 神奈川県北東部に位置する

1924（大正13）年市制施行 1972（昭和47）年政令指定都市移行
現在の人口：約157万人

(2) 仕事を担う市役所の部署 川崎市教育委員会事務局生涯学習部文化財課 史跡・埋蔵文化財担当

(3) 仕事に従事している職員 現在の文化財課職員数20名 【正規の埋蔵文化財専門職員数】 史跡・埋蔵文化財担当9名中5名 収蔵品修復担当3名中2名 合計7名

2 なってみると楽しい!!～遺跡を守る人(埋蔵文化財専門職員)

(1) 遺跡を守る人とは…

大多数は地方公共団体の職員（地方公務員）⇒都道府県職員、市町村職員 **安定の公務員**
※遺跡を守る人にはさまざまな職種の人がいる⇒事務職員、技術職員、教員など
※学芸員（考古）資格が必要な場合もある

(2) 市町村職員としての埋蔵文化財専門職員

- 埋蔵文化財行政以外の仕事も幅広く担うことが多い
- 市町村民と接する機会が多く、自分が担う仕事が、域内の埋蔵文化財等を活かしたまちづくり、人づくりに役立っていることが実感できる機会も多い
- 発掘調査等を通じて、誰よりも早く、新しい歴史の発見に立会う事ができ、感動を味わえる
- 専門職員として、やる気さえあれば、埋蔵文化財だけでなく、他の様々な業務の中で、自分の知識・経験を活かせる
- 専門職員は、埋蔵文化財保護行政の最前線に立って遺跡を守り、守った遺跡を市町村民

と一緒にまちづくりに携われる

⇒そうした仕事の行いうちで、**自分が調査・保存した遺跡が国史跡になる可能性もある**

・・・その**地方公共団体の歴史の中に名前を残すチャンス**がある!!

◎いずれにせよ、世の中に数多くある仕事の中で、**大学で学んだことをそのまま仕事に活かすことができる数少ない仕事**



“本当に楽しく、やりがいのある仕事”だと思います

3 遺跡を守る仕事

(1) 埋蔵文化財に係る仕事

①照会対応 ②文化財保護法に係る事務処理 ③試掘・確認調査の実施 ④本発掘調査の実施 ⑤民間調査組織が実施する本発掘調査の監理 ⑥出土品等整理・報告書作成 ⑦工事立会の実施 ⑧市民向け活用事業の実施 ⑨学校連携（出前授業、課外授業など）など



試掘調査



本発掘調査



民間調査組織による調査の監理



出前授業



校外授業(橘樹歴史公園)



遺跡調査見学会

(2) 史跡に係る仕事

①国史跡・県史跡・市史跡に係る各種事務 ②史跡整備 ③史跡の維持管理 ④地元（史跡保存会など）との連携 ⑤史跡を活かした活用事業の実施 など



史跡整備(復元建物工事)



地元との連携(防災訓練)



史跡を活かした事業



「やりたいこと(Will)」「できること(Can)」「やらなければならないこと(Must)」の3つを満たしてくれる、とてもやりがいのある仕事です

かながわの遺跡をまもる仕事 —かながわ考古学財団の仕事—

公益財団法人かながわ考古学財団

吉澤 健

—はじめに—

公益財団法人かながわ考古学財団は1993（平成5）年に財団法人として設立された組織です。2011（平成23）年には第3セクターを離れ、公益財団法人に移行しました。設立当初から大規模な公共工事に伴う事前発掘を実施し、その成果を発掘調査報告書として刊行することを主な事業としています。また、遺跡見学会、セミナーや報告会、展示会という形で発見された遺物や遺構を公開する普及事業も実施しています。今回はこうした事業の基本的な流れをご説明しながら、当財団の仕事を紹介します。

1, かながわ考古学財団の仕事や特徴

- ・遺跡の発掘調査、普及活動、調査・研究が主要な業務です。
- ・発掘調査の対象は神奈川県全体です。
- ・遺物や遺構を掘って記録する「発掘作業」と、その後に室内で実施する「整理作業」、その成果を本にまとめる「発掘調査報告書の刊行」までを実施しています。
- ・当財団が発掘調査した遺跡の出土遺物は神奈川県教育委員会が所蔵し、財団は遺物を所蔵していません。

2, かながわ考古学財団の「発掘調査」

当財団が実施する発掘調査対象の多くは「やむなく発掘することになった」遺跡です。調査が終わると遺跡そのものは失われるため、遺物はもちろんですが、発掘作業では現場で可能な限りの記録をとって持ち帰ります。そして、整理作業を通してそれらを分析・精査し、その成果を「発掘調査報告書」として刊行することで、記録（本）の形で「遺跡を保存」しています。

「やむなく」の大半は大規模公共事業によるものです。遺跡がある土地で工事をする事業者から委託される形で、当財団が発掘調査を計画・実施しています。このため、発掘調査の対象範囲は必ずしも一遺跡の範囲と同じではなく、基本的に調査の対象範囲＝工事範囲となります。

発掘調査の期間や作業工程は「積算基準」によって計画されます。これは基本的には「どんな土を」「どれだけ掘削したか」によって調査に必要な期間、人数などを算出するものです。そのため、現場では発掘作業を進めながら、どのくらいの厚さの土層に、どれだ

けの遺構や遺物が含まれるのか、という実態に合わせて調査計画を変更しながら発掘をすすめます。さらに、適切な調査ができるようにするため、必要に応じて事業者と調査期間や経費を調整することもあります。

3、発掘調査の流れ

- ①発掘調査の必要の有無の確認（事業者）→ 神奈川県教育委員会による試掘調査
 - ②当財団で発掘業務を受託 → 調査の計画を立てる
 - ③発掘調査範囲の設定、準備工事
 - ④発掘作業開始 → 調査工程の見直しや、調査中に必要な分析等の実施
 - ⑤発掘作業終了
 - ⑥整理作業開始
 - ⑦発掘調査報告書刊行
- （④以降には遺跡を活用した普及事業を実施することがあります）

4、整理作業

遺跡で出土した遺物や遺構の記録（測量記録、図面、写真など）は調査報告書が刊行されるまでは当財団の出土品整理室に保管されます。遺物は洗浄、注記作業、分類・接合作業を行ったのち、図や写真で示せるようにします。遺構の図面等は必要な情報を精査し、遺構が遺跡のどこで、どのように発見されたか、どんな性格か、という説明に必要な図面を作成します。そして、遺物や遺構、全体を通して分かったことを文章で記述し、最終的に「発掘調査報告書」を刊行することで、遺跡の発掘調査が完結します。

整理期間などは基本的に発掘作業の面積や期間のほか、遺跡の特徴などによって決定され、その中で整理作業を実施します。

5、普及事業など

出土遺物や発見された遺構の正式な公開は調査報告書となります。その後も遺物は実物を見ていただけますが、遺構の実物は遺跡でしか見ることはできません。このため、発掘調査期間中に遺跡見学会を実施することがあります。また、最新の調査状況をお知らせするため、年一回の報告会・出土遺物展示会を開催しています。このほか、各市町村の埋蔵文化財担当者とも協力し、調査報告会や遺物展示会で成果を公開することもあります。最新情報については年2回刊行している「発掘帖」で写真などを使ってお知らせしたり、当財団のYOU TUBE チャンネルやSNSでも可能な限り公開したりしています。

県教育委員会の普及事業である、中学・高校生を対象とした体験発掘を当財団の発掘調査遺跡で実施したり、一般的な普及事業ではありませんが、大学で考古学や歴史を専攻する学生を対象としたワンデイインターンシップなどを実施したりすることで、就職選択として埋蔵文化財業界や当財団を視野に入れてもらうための活動もしています。